

火曜日夜間通常・木曜日夜間即日・土曜日昼間即日・日曜日昼間即日 H I V等検査実施要領

1 目的

大阪府及び大阪市は、大阪府民のH I V検査の受検機会の拡大を図るため、毎週火曜日夜間・木曜日夜間・土曜日昼間・日曜日昼間にH I V検査を委託実施し、エイズのまん延防止と感染の早期発見に資する。なお、木曜日夜間・土曜日昼間・日曜日昼間は即日検査を実施する。

また、受検者の希望により、毎週火曜日夜間は、H I V検査と併せてH B s 抗原検査及び梅毒血清反応検査を、木曜日夜間・土曜日昼間・日曜日昼間はH I V検査と併せてH B s 抗原検査及び梅毒T P抗体検査を実施する。

2 名称 火曜日夜間通常・木曜日夜間即日・土曜日昼間即日・日曜日昼間即日 H I V等検査

3 委託先 大阪市中央区東心斎橋1-7-30 21心斎橋ビル4階

特定非営利活動法人 スマートらいふネット

受託者は、下記事業内容に留意の上、事業を実施すること。

4 実施日時 每週火曜日（通常検査）

午後6時から午後8時まで（受付時間は午後6時から午後7時50分まで）

毎週木曜日（即日検査）

午後6時から午後8時まで（受付時間は午後6時から午後7時30分まで）

毎週土曜日（即日検査）

午後2時から午後4時まで（受付時間は午後2時から午後3時30分まで）

毎週日曜日（即日検査）

午後2時から午後4時まで（受付時間は午後2時から午後3時30分まで）

ただし、令和7年4月29日、5月3日、5月4日、5月6日、8月14日、9月23日、11月23日、12月30日、令和8年1月1日、1月3日は実施しない。

また、計画停電等が実施された場合、大阪府・大阪市・特定非営利活動法人スマートらいふネットの3者で協議し、検査実施の可否を決定する。

5 実施場所 大阪市中央区東心斎橋1-7-30 21心斎橋ビル4階

6 従事職員 每週火曜日（通常検査）

医師（1名）：採血、相談及び結果通知

看護師（2名）：採血

カウンセラー（4名）：検査前カウンセリング、相談及び結果通知

事務職員（2名）：受付、案内及び連絡調整

毎週木曜日・土曜日・日曜日（即日検査）

医師（1名）：採血、相談及び結果通知

看護師（2名）：採血

検査技師（2名）：検体検査

カウンセラー・スーパーバイザー（1名）：結果通知、陽性者及び判定保留者カウンセリング
カウンセラー（3名）：検査前カウンセリング、相談及び結果通知
事務職員（4名）：受付、案内及び連絡調整、検査結果整理、従事者手配、集計

7 対象者 H I V検査を希望する者

（木曜日・土曜日・日曜日（即日検査）の受検者については事前予約を行った者とし、火曜日（通常検査）については先着順とする。）

8 定員 50名までとする。

ただし、特段の事情により定員を変更する必要が生じ、大阪府、大阪市及び特定非営利活動法人スマートらいふネットの三者が合意した場合、定員を変更できるものとする。

9 検査料 無料

10 事業内容

大阪府及び大阪市は、次の業務を共同で特定非営利活動法人スマートらいふネットに委託する。
なお、経費については、大阪府及び大阪市が等分して負担する。

(1) 検査受付及び採血等

毎週火曜日（通常検査）

- ・事務職員は、受検者に「検査申込書」を渡し、必要事項を記入するよう指示するとともに、待合室に案内する。
- ・カウンセラーは、受検者に検査前カウンセリングを行い、結果通知日を通知する。
- ・看護師又は医師は、採血を行い、受検者に対して結果を受領する際に必要な物（結果引換書等）を交付する。
- ・受検者が相談を希望する場合は、相談室に案内し、医師又はカウンセラーが相談を受ける。

毎週木曜日・土曜日・日曜日（即日検査）

- ・事務職員は、受検者の予約番号及び問い合わせ番号を確認し、受付を行う。
- ・事務職員は、受検者に「検査申込書」に必要事項を記入するよう指示するとともに、待合室へ案内する。
- ・カウンセラーは、採血前に検査前カウンセリングを行い、結果通知時間を通知する。
- ・看護師又は医師は、採血を行い、受検者に対して「結果引換書」を交付する。
- ・受検者が相談を希望する場合は、相談室に案内し、医師又はカウンセラーが相談を受ける。
- ・従事職員は、医療通訳者が対応可能な言語（2言語）を使用する外国人受検者の場合、医療通訳者に検査実施に係る通訳を依頼する（外国人医療通訳設定日のみ）。

(2) 検査

毎週火曜日（通常検査）

- ・検査項目等は、次のとおりとする。

H I V検査（E I A法第4世代）

H B s 抗原検査（凝集法、定性）

梅毒血清反応検査（R P R法及びT P H A法）

- 採取した検体を検査機関に検査依頼する。
- HIV検査の検査結果が陽性又は疑陽性の場合、確認検査を実施する地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に連絡するとともに、検査機関に検体の搬送を依頼する。

毎週木曜日・土曜日・日曜日（即日検査）

- 検査項目等は、次のとおりとする。
 - HIV抗体検査（イムノクロマト法）
 - HBs抗原検査（イムノクロマト法）
 - 梅毒TP抗体検査（イムノクロマト法）
- 検査技師は、採取した検体について、即日検査キットを用いて判定する。
- HIV抗体検査の検査結果が陽性の場合、確認検査を実施する地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に連絡の上、検体を搬送する。

(3) 検査結果の通知等

毎週火曜日（通常検査）

- カウンセラーは、「結果引換書」を受け取り、「結果通知書」を交付し、検査結果の説明を行う。
- 受検者が相談を希望する場合は、相談室に案内し、医師又はカウンセラーが相談を受ける。

毎週木曜日・土曜日・日曜日（即日検査）

- カウンセラーは、結果通知を検査室から受け取り、結果通知書を示しながら、検査結果の説明を行う。
- 受検者が相談を希望する場合は、相談室に案内し、医師又はカウンセラーが相談を受ける。
- 医師及びカウンセラーは、医療通訳者が対応可能な言語（2言語）を使用する外国人受検者の場合、医療通訳者に検査結果の説明や相談対応の通訳を依頼する（外国人医療通訳設定日のみ）。

（検査結果が陰性の場合）通常・即日検査

- 受検者への結果通知は、医師又はカウンセラーが行うとともに「陰性の方へ」のパンフレットを配布する。
- 医師及びカウンセラーは、医療通訳者が対応可能な言語（2言語）を使用する外国人受検者の場合、医療通訳者に検査結果の説明や相談対応の通訳を依頼する（外国人医療通訳設定日のみ）。

（検査結果が要確認検査の場合）即日検査

- 医師又は所定の研修を受けたカウンセラー・スーパーバイザーは、受検者への結果説明を行うとともに、1週間後の結果通知について説明する。
- 結果が出るまでに不安になった受検者のために相談機関を紹介する。
- 医師及びカウンセラー・スーパーバイザーは、医療通訳者が対応可能な言語（2言語）を使用する外国人受検者の場合、医療通訳者に検査結果の説明や相談対応の通訳を依頼する（外国人医療通訳設定日のみ）。
- 外国人受検者が要確認検査になった場合、その結果通知を行う際に医療通訳者の派遣を要請することができる。

(検査結果が陽性の場合) 通常・即日検査

- ・HIV検査の受検者への結果通知は、医師が行う。また、受検者の精神的フォローを行うため、エイズ専門相談員の派遣（大阪府エイズ専門相談派遣事業）を要請することができる（通常検査のみ）。
- ・HBs抗原検査、梅毒血清反応検査及び梅毒TP抗体検査の受検者への結果通知は、医師又はカウンセラーが行う。
- ・医師及びカウンセラーは、受検者の精神的支援を行うとともに、医療機関への受診を勧奨する。
- ・HIV検査については、医師は、医療機関の紹介に際して、拠点病院等を提示し、受検者に病院を選択させた上、主治医あての「紹介状」を交付する。
- ・エイズ専門相談員、医師及びカウンセラーは、医療通訳者が対応可能な言語（2言語）を使用する外国人受検者の場合、医療通訳者に検査結果の説明や相談対応の通訳を依頼する。

(4) その他

- ・結果通知は、特定非営利活動法人スマートらいふネットの医師名とする。
- ・郵送又は電話による結果通知は行わない。

1 1 医療廃棄物処理

検査時に発生した医療廃棄物の処理については、収集、運搬及び処分の許可を得た業者に委託し、その都度処理する。

1 2 血液接触事故時の対応

特定非営利活動法人スマートらいふネットは、事業実施時に針刺し等の事故が発生した場合、自己で定めた血液接触事故マニュアルに従い、迅速に対応する。

また、事故等により事故当事者及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 3 即日検査

特定非営利活動法人スマートらいふネットは、即日検査の実施にあたっては確実な試験操作と検査試料や感染性廃棄物、データ等の適切な管理に努め、測定結果の信頼性を保証するために必要な措置を講じ、またその体制を構築する。

なお、その結果を受検者に伝える際は細心の注意を払い、責任を持って行わなければならない。

1 4 患者発生届

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条の規定に基づく届出について、特定非営利活動法人スマートらいふネットの医師が行う。

1 5 実績報告

毎月、「実績報告書」を作成し、翌月の7日までに大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課及び大阪市保健所感染症対策課に報告する。

1 6 秘密の保持

個人情報保護法等、関係法令を遵守するとともに、事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らし

てはならない。

1 7 台風接近時等の対応

台風接近等により、大阪管区気象台が大阪市内に火曜日・木曜日は午後4時の時点、土曜日・日曜日は午前11時の時点で「暴風警報」又は「特別警報」を発令している時には検査及び結果通知を実施しない。

1 8 その他

- (1) 証明書・診断書の発行は、行わない。
- (2) 案内表示板等を設置し、受検者の利便を図ること。
- (3) 予約人数の上限、及び予約システム稼働日等については、大阪府、大阪市、特定非営利活動法人スマートらいふネットの3者で協議して決定する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から適用する。